

ハーモニーふじみ 介護保険センター 運営規定

第1章 事業の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第1条 医療法人博愛会が開設するハーモニーふじみ介護保険センター（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の基準原理に基づき、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業は、利用者が要介護状態となった場合でも、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
- 2 事業は、利用者の心身の状況やその置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な指定居宅サービスや保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- 3 事業は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公平中立に行う。
- 4 事業は、市町村、地域包括支援センター、主治医、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めて行う。また、事業所内に於いてサービスの質の確保などを目的とした運営会議を定期的を開催する。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 ハーモニーふじみ介護保険センター
- 二 所在地 大分県別府市北的ヶ浜町5番19号

第2章 職員の職種、員数及び職務内容

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（介護支援専門員と兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。
- 二 介護支援専門員 2名 常勤職員2名（うち1名は管理者と兼務）
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。